

フラタernal保険の現代的意義 -最近の状況を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2019-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福田, 弥夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20136

フラタernal保険の現代的意義

最近の状況を中心に

The Value and Significance of Today's Fraternal Insurance
-Focusing on Current Issues Facing Fraternal Insurance-

福田 弥 夫

Yasuo Fukuda

1. はじめに

アメリカに見られる独特な保険事業主体としてフラタernal組合 (Fraternal Society)⁽¹⁾ がある。ヨーロッパを中心に多数の移民がアメリカ大陸へ渡ったが、彼らが定住した地域やその近隣において、人種や宗教などを基礎として 1800 年代後半に発展したのがこれであり、新大陸における家族の安心と安全のために、出身国などの「共通の絆」(common bond) を有する者同士が集まり、相互扶助の仕組みを提供し共同体的な連帯を打ち出す団体である⁽²⁾。

フラタernal組合は、イギリスの友愛組合 (Friendly Society) の特徴と、フリーメーソンに代表される秘密組合の特徴を併せ持っている⁽³⁾。イギリスの友愛組合とアメリカのフ

(1) Fraternal Society, Fraternal Benefit Society あるいは Fraternal Mutual Benefit Society を、フラタernal組合とする。日本では「共済組合」という訳語を使う例が多い(たとえば生命保険文化センター「生命保険用語英和辞典」(2004)など。しかしながら、フラタernal組合の歴史的意義やこれまでの活動内容、さらには本稿で検討する米国の内国歳入法のフラタernal組合に対する課税免除規定などを検討すると、必ずしも「共済組合」という訳語があてはまらない場合もあるように思われる。なお、田村祐一郎「フラタernal保険の発生とその変質の過程」生命保険文化研究所報 38 号 36 頁から 37 頁にかけての注では、田村博士がフラタernal保険という訳語を用いた経緯が述べられている。フラタernal組合には、保険を提供しないものも存在しているが、本稿でいうフラタernal組合は、保険の提供を行っているものを指すこととする。

(2) 松岡博司「米国の生命共済」ニッセイ基礎研所報 35 号 78 頁 (2005 年 1 月)。これはアメリカのフラタernal保険について検討を加える貴重な論考である。なおこの他に、山口健二「米国における同胞組合生命保険 (上) (下)」生命保険協会会報第 48 巻第 2 号 38 頁以下 (1968 年)、第 49 巻第 1 号 27 頁以下 (1968 年)、穴井二三徳「アメリカの共済組合保険について (1) (2)」生命保険経営第 50 巻第 5 号 38 頁以下、第 6 号 27 頁以下 (生命保険経営学会, 1982 年) などがある。

(3) 友愛組合の特徴として、労働者階層に立脚し、疾病、老齢及び埋葬の際の給付が、秘密組合の特徴として、団結自治の理念のもと、社交性、秘密性及び儀式があげられる。J. O. スタルソン (明治生命訳) 『アメリカにおける生命保険マーケティング発達史 (下)』574 頁 (明治生命 100 周年記念刊行会、昭和 56 年)。

ラターナル組合との間には直接的な関係は見出せないが、少なくとも精神的な基礎（相互扶助）については引き継がれているものと思慮される。なお、1800年代にアメリカに伝わった複数の秘密組合が現在も存在するが、これらの組合は当初は保険給付を行ってはいない⁽⁴⁾。

フラターナル組合が組合員に対して提供するフラターナル保険は、19世紀後半から発展を遂げ、1895年には個人分野におけるフラターナル保険の保有契約高は生命保険会社のそれを上回るほどであった。しかし、20世紀に入ってその伸びは止まり、1900年にはすでに生命保険会社に保有契約高のシェアで抜かれ、1925年にはそのシェアは11%ほどにまで落ちてしまった⁽⁵⁾。現在のフラターナル保険の状況であるが、2017年に生命保険契約の提供を行っていたフラターナル組合は76組合⁽⁶⁾であり、2017年の保有契約高のシェアは1.7%⁽⁷⁾である。

フラターナル組合の特徴の一つに、連邦法人税や州税からの課税免除の特典がある。内国歳入法501条(c)(8)は、ロッジシステムの下で運営されているなどの一定の要件を満たし、組合員またはその家族に対して生命保険などのベネフィットを提供している組合を課税免除対象としている⁽⁸⁾。各州法の規定は一様ではないが、コロラド州法のタイトル10-3-209(1)(d)(1)は、フラターナル組合を課税免除対象としている⁽⁹⁾。

これらの課税免除の規定は、フラターナル保険の全盛期であった19世紀終盤から20世紀初頭にかけて制定されており⁽¹⁰⁾、当時のフラターナル組合の活動とフラターナル保険の隆盛との関係があるように思われる。しかしながら、このような課税免除の規定が制定されてから100年以上が経過し、フラターナル保険の果たす役割も当時のそれとは大きく異なってきたと考えられ、さらに保険をめぐる環境が大きく変化してきている現代において、フラターナル組合に対する課税免除の特別な取扱いについての見直しが行われることも当然のように思われる。

内国歳入法のフラターナル組合課税免除規定については、25年ほど前ではあるが1993年にアメリカ財務省が連邦議会に対して提出した報告書⁽¹¹⁾があり、フラターナル組合及びフラターナル保険についての詳細な検討が行われている。州法についての横断的な検討はなされていないようであるが、州法について検討した最新のものとして、コロラド州会計検査局による評価報告書⁽¹²⁾が公表されており、コロラド州の保険料税(Premium Tax)についての検討が行われている。

(4) スタルソン(明治生命訳)・前掲注(3)574頁。

(5) 上田和勇『保険市場と消費者』39頁以下(成文堂,1994年)。

(6) American Council of Life Insurance, *Life Insures Fact Book 2018*, at 2.

(7) *Id.* at 3.

(8) 26 U. S. C. § 501 (c) (8) (2017).

(9) COLO. REV. STAT. § 10-3-209 (1) (d) (1) (2018).

(10) 内国歳入法401条(c)(8)は、1909年に制定されており、コロラド州法10-3-209(1)(d)(1)は、1883年に制定されている。

(11) Department of the Treasury, Report to the Congress on Fraternal Benefit Societies (January, 1993). <https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Report-Fraternal-Benefit-Societies-1993.pdf>.

(12) Colorado Office of the State Auditor, Fraternal Society Exemption (2019). https://leg.colorado.gov/sites/default/files/images/02_fraternal_society_exemption.pdf.

本稿では、19世紀後半からスタートしたフラタernal組合が、その数は大きく減少はしたものの、現在においても組合員に対して保険を提供し続けていることに注目し、フラタernal保険の持つ現代的な意義について考えることとする。検討に際しては、初めにフラタernal保険の歴史の変遷と現在の状況について検討する⁽¹³⁾。次にフラタernal組合に対する課税免除の特典をめぐる連邦と州における議論を検討する。最後に歴史的な変遷や課税をめぐる議論から浮かび上がるフラタernalの現代的な意義を考えたい。

2. フラタernal保険の歴史の変遷

フラタernal組合とはどのような組織であるか、その特徴を検討する。フラタernal組合は、次の4つの特徴を持つ組織であると定義されている⁽¹⁴⁾。それは、①支部を有するロッジ制度を備え、定期的集まり、役員を選出し、ベネフィットのための金銭拠出と博愛、慈善または社会活動に時間を費やすことを通じて組合員を結び付けあう組織であって、定期的なロッジの会合に参加した者に対して、社会的な影響を提供するものでなければならないこと。②組合員が、懸念や問題意識を表明し、役員を選出するための定期的な機会を有し、その組織の戦略的な方向が所有者である組合員の意思に沿ったものであることについて、明確なプロセスを備えていなければならないこと。③組合は組合員に対して何らかの形の、保険によるベネフィットを組合員に給付しなければならないこと。なお、そのベネフィットは、当初は組合員の死亡時に埋葬費用を支払うための一時払いまたは死亡給付の形態をとった。のちにそれは保険数理に基づく保険商品であるところの、より完璧に洗練された生命保険商品へと発展し、時の経過とともに、フラタernal組合は健康保険や、ときには金融商品やサービスのポートフォリオも提供している。④組合は営利目的で運営されてはならないこと⁽¹⁵⁾。以上である。

さらに非公式ではあるが、フラタernal組合は、組合員をグループとして集合させ、お互いの特徴を分かち合う「共通の絆」を共有していることが前提とされる。その「共通の絆」の例としては、宗教（ルター派であるとかカトリック教徒であるなど）、人種（クロアチア系であるとかポーランド系であるなど）、特定の地域（ペンシルバニア州西部であるなど）、女性だけの組織（ボヘミア系女性であるなど）あるいは職業（鉄道員であるなど）があり、さらにこれらの組み合わせがある⁽¹⁶⁾。このフラタernal組合は19世紀後半のアメリカの工業化の流れの中で一般的なものとなった。社会保障制度の完備していない当時、労働者階級の家族は、主たる家計維持

(13) アメリカのフラタernal組合に関する最近の論文として、James M. White & Michael A. Boland, *Close Cousins of Cooperatives: An Overview of Fraternal Benefit Societies*, 31 J. Coop. L. 1-31 (2016) がある。

(14) WhiteとBolandは、この定義をB. H. Meyer, *Fraternal Insurance in the United States*, *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol 17 (March 1901) によるものとしている。Id. at 4, 5.

(15) Id.

(16) Id.

者の病気や死亡に加え、解雇などの可能性もあるため、収入の面で常に重大なリスクに直面していた。また、その当時の民間の生命保険会社による保険は、労働者階級にとっては手の届かないものであったなどの理由により、フラターナル組合の提供するベネフィットは、失業や労働者への補償、生命保険に加えて健康保険や傷害保険などを提供し、さらに裁量的な給付（保険会社では給付しない場合でも給付する）を行うことで労働者の所得リスクを軽減していたとされる。フラターナル組合はまた、奨学金や教育訓練や各種のイベントへの参加の機会など、保険以外のベネフィットも提供しており、社会的慈善的な活動でも知られるようになっていた。

アメリカのフラターナル保険の歴史の中でしばしば引用されているのが1868年10月設立のAncient Order of United Workmenである⁽¹⁷⁾。組合員に死亡者が出た場合に、各組合員から1ドルを徴収して、死亡した組合員の家族に対して保険金を支払うという死亡保障制度を始めたこととされる。いわゆる賦課式型の生命保険であり、現在のフラターナル保険につながるいくつかの特徴をすでに備えている⁽¹⁸⁾。それは、①死亡保障を中心としていること。②加入資格に制限があること。③保険集団としてだけでなく、「共通の絆」による社会集団としての性格を備えていること。④ロッジ制度の統治形態を採用していることなどである。このようなフラターナル保険は非常にインクルusiveな形態であり、また生命保険会社の提供するものよりも保険料が低廉であることなどから、Ancient Order of United Workmenは短期間で発展を遂げると同時に、他のフラターナル組合も生命保険の提供を開始するようになったとされる。

フラターナル保険は1868年以降に急速な伸びを見せる。とりわけ1875年から1895年の20年間に急激な発展を遂げたが、その理由は単純ではなくきわめて複合的である。上田教授は、フラターナル保険発展の原因に関する分析を行っており、生命保険会社サイドの要因、フラターナル保険サイドの要因、加入者サイドの要因に加え、外部環境要因（経済環境）、外部環境要因（非経済的要因）に分類し、アメリカの研究者によるフラターナル保険の発展についての分析を検討している⁽¹⁹⁾。そして、①フラターナル保険の拠出額が普通生保の保険料と比べて極めて低かったこと（上田教授の試算によれば1900年頃で約2分の1）。②当時の生命保険会社の経営姿勢とマーケティング手段に対する不満（高額な保険料や多くの倒産など）があったこと。そして③ロッジシステムへの魅力（社交や娯楽の場）を挙げている。さらに、特に非経済的要因としての社会・文化的要因に注目し、当時のアメリカにおける時代思潮としての集合主義及び革新主義運動にもその要因があると指摘する⁽²⁰⁾。重要な結論として、「多くの人々はフラターナル保険加入にあたり、保険保護による経済的な欲求の充実だけを求めたのではなく、何らかの共通の基盤に立って集団的に連帯し、自分たちのIdentityを確認しようとともに、利他的な活動を通してそ

(17) 詳しい経緯などについては、スタルソン（明治生命訳）・前掲注(3)574頁以下、田村・前掲注(1)46頁以下、上田・前掲注(5)39頁以下。

(18) 上田・前掲注(5)42頁、43頁。

(19) 上田・前掲注(5)53頁第2—第3表。

(20) 上田・前掲注(5)55頁以下。なお、本稿ではフラターナル保険の発展についてはこれ以上の検討は行わない。

の地位の向上を図りたいとする社会的な欲求の充足を、フラタernal保険の特にロジシステムの中に見出したと考えられる点である」⁽²¹⁾と述べているが、この結論は、現在のフラタernal組合の存在意義を考えるうえでも非常に重要である。

20世紀初頭まで発展を続けたフラタernal保険であるが、組合数及び加入者数ともに減少傾向を見せる⁽²²⁾。発展の要因が複合的であったのと同様に、減少の原因もまた複合的である。例えば、①生命保険会社は不信感の払拭に努め、その効果が表れてきたこと。②フラタernal保険は、健全性維持のために保険数理をベースとしたものへと切り替えられ、その結果として保険料は生命保険会社のそれとは大差が無くなり、保険料がインセンティブとはならなくなったこと。また時期は若干ずれるが、③1935年にはアメリカにおいて社会保障制度がスタートしたこと。④大恐慌によってフラタernal組合の保険給付の額が増加すると同時に、個人の組合員の会費支払能力が減少したこと。⑤手ごろな価格の娯楽が増えたことや、移民グループがアメリカ社会の中へ溶け込んでいったこと。さらに、⑥州の保険監督機関はフラタernal組合に対してその保険事業につき準備金や預託金の引き上げを行うなど、規制を強化し始めたことなどが、それらの複合的な理由として考えられる。さらには、多くのフラタernal組合は社会的及び儀式的な側面を強調しなくなり、いくつかのフラタernal組合は相互会社へと組織変更したとされる⁽²³⁾。

3. アメリカのフラタernal保険の現状

それでは現在のフラタernal保険の現状はどうであるか。2018年版のアメリカの生命保険ファクトブックによれば、2017年に生命保険を販売していたフラタernal組合は76組合⁽²⁴⁾であり、2011年のそれが85組合であったのと比較すると約10%の減少となる。2001年には117組合であったから、約36%の減少となる⁽²⁵⁾。それでは、そのほかの生命保険の事業主体はどうであるかということ、株式会社は2001年には981社であったが、2011年には682社へと減少し(約30%の減少)、2017年には584社(2011年との比較で約14%の減少)となっている。相互

(21) 上田・前掲注(5) 58頁。

(22) スタルソン(明治生命訳)・前掲注(3) 944頁の表によれば、フラタernal組合(共済組合)の数は1909年の645組合を頂点として減少に転じ、新契約高は1910年の133億ドルがピークであり、加入者数は1924年の1251万人がピークである。もっとも、White & Bond, 前掲注(13) P16の表は、5年間隔ではあるが若干の数値の異なりを示しており、確実な減少傾向は1920年代に入ってからとも理解できる。

(23) フラタernalの衰退の原因については、田村・前掲注(1) 84頁以下、White & Boland, *Supra* note 13 at 10-11. Colorado Office of the State Auditor, *supra* note 12 at 3-4.

(24) American Council of Life Insurance, *supra* note 6 at 2. この数値にはフラタernal組合が所有する生命保険会社も含んでいる。そのため、フラタernal組合に関する詳細な数値分析を行った機関によるフラタernal組合の数である72組合とも一致していないものと思われる。Kroll Bond Rating Agency, *2018 Update: U. S. Fraternal Benefit Societies Have Come A Long Way* (Sep. 2018) at 2. <https://www.krollbondratings.com/about-us/overview>. この他に米国財務省による内国歳入法401条(c)(8)に基づく申告を行っているフラタernal組合の統計数値があるが、ここではこれ以上特に立ち入らない。

(25) American Council of Life Insurance, *Life Insurers Fact Book* 2012 at 3.

会社はどうかといえば、2001年には227社であったが、2011年には122社へと激減（約46%の減少）し、2017年では112社（2011年との比較で約8%の減少）となっている。保険事業主体の数値の変遷は、経済状況に伴う市場からの撤退や合併等による減少を理由としていると思われるが、ここではこれ以上の検討は行わない。少なくとも、フラタernal組合だけが減少しているのではないことだけは指摘できる。

次にそれを補強する資料として、2011年から2017年の7年間の5つの指標（保有契約高、新規契約高、資産、支払保険金、収入保険料）のうち、新規契約高について保険事業主体別に比較したのが下の表1である⁽²⁶⁾。

表1 新規契約高（数字の単位は100万ドル）

	株式会社	相互会社	フラタernal組合	その他
2011年	2,038,263	797,365	30,918 (1.07%)	23,901
2012年	2,039,778	764,144	30,548 (1.07%)	22,476
2013年	1,957,904	822,719	29,307 (1.03%)	23,631
2014年	1,913,802	848,109	29,501 (1.05%)	23,469
2015年	1,897,710	976,211	32,187 (1.1%)	24,017
2016年	1,896,193	971,714	34,209 (1.2%)	25,012
2017年	1,989,990	1,024,533	38,051 (1.2%)	24,925

このように、新規契約高で見た場合、フラタernal組合の占める比率に大きな変化は見られず、おおむね1.1%前後の占有率となっている。2011年におけるその他の4つの指標を比較したのが表2⁽²⁷⁾であり、2017年の指標を比較したのが表3である⁽²⁸⁾。

表2と表3の比較からわかるように、フラタernal組合の生命保険市場における新契約高以外の指標にも大きな変化はみられず、収入保険料の増加などを見る限り、必ずしも衰退の傾向を示しているとは思われない。むしろ、アメリカの現代社会の中で極めて小さい比率ではあるが、確固たる地位を築いているとも評価できる状況にある。なお、フラタernal組合の組合員の統計であるが、債券格付け機関であるKroll Bond Rating Agencyの調査によれば、組合員数が不明である9組合を含めない63組合の組合員総数は1005万9,800人である⁽²⁹⁾。2018年のアメリカの人口が約3億2775万人であることからすると、全人口の少なくとも3.05%がフラタernal組合の構成員ということになる⁽³⁰⁾。

(26) American Council of Life InsuranceのFact Book 2012から2018の数値をもとに作成した。

(27) American Council of Life Insurance, *supra* note 25 at 3.

(28) American Council of Life Insurance, *supra* note 6 at 3.

(29) Kroll Bond Rating Agency, *supra* note 24 at 2.

(30) 一人で複数の組合に加入している例もあるかと思われるが、ここでは考慮しない。

表2 2011年の状況（数字の単位は100万ドル）

	株式会社	相互会社	フラタernal組合	その他
保有契約高	13,676,379	5,068,574	319,942 (1.7%)	154,169
資産	4,144,486	1,202,014	122,982 (2.2%)	23,177
支払保険金	408,434	106,727	8,069 (1.5%)	1,577
収入保険料	495,532	126,236	10,240 (1.6%)	1,870

表3 2017年の状況（数字の単位は100万ドル）

	株式会社	相互会社	フラタernal組合	その他
保有契約高	13,236,248	6,653,159	346,277 (1.7%)	180,008
資産	5,299,433	1,683,328	171,682 (2.4%)	28,749
支払保険金	479,014	135,048	10,164 (1.6%)	1,757
収入保険料	443,044	151,942	10,274 (1.7%)	1,892

4. フラタernal組合と連邦による課税

フラタernal組合は、内国歳入法および各州法によって、課税を免除されるという特別な取扱いを受けている。連邦制度を採用するアメリカ合衆国では、法人に対する課税は連邦法人税と州の法人税に分かれるが、内国歳入法501条c項⁽³¹⁾は、法人税法の適用免除規定であり、1号の公共法人に始まり、3号の宗教団体、教育団体、慈善団体等、4号の市民団体などと並んで、8号にフラタernal組合が列挙されている。10号にもフラタernal組合が挙げられているが、10号に規定するフラタernal組合は、8号のフラタernal組合とは異なって、組合員に対して生命、疾病、傷害などの給付を行わないものである。なお、8号の規定は1909年に制定されているが、10号の規定は1969年に加えられている。

内国歳入法501条a項は、法人税法適用免除対象の組織全般についての一般規定であり、これを受けて同条c項8号はフラタernal組合、教団、協会をその対象として挙げ、(A) ロッジシステムの下で運営されているか、あるいはロッジシステムの下で仲間のメンバーへの排他的な利益のためだけに運営されていること。(B) メンバーまたはその扶養家族への生命、疾病、傷害またはその他のベネフィットを提供していること。この2つを要件としている。本条に関するアメリカ内国歳入庁の解説によれば、本条にいう組織は、「フラタernalの目的」を備えていなければならない、ロッジシステムのもとで運営され、生命、疾病、傷害あるいはその他のベネフィットを提供しなければならないとしている⁽³²⁾。

(31) 26 U. S. C § 501 (c) (2017).

(32) Sean M. Barnett & Ward L. Thomas, *IRC501 (c) (8) Fraternal Beneficiary Societies and IRC501 (c) (10) Domestic Fraternal Societies*, at 2 (2004 EO CPE Text). <https://www.irs.gov/>

この解説では、条文に表現されていない「フラターナルの目的」が要求され、フラターナルの意味するところについては、共通の絆あるいは共通の目的を意味するとし、フラターナル組合について判断した1896年のNational Union v. Marlow事件における第8巡回区連邦上訴裁判所の判旨を次のように引用している。「フラターナル組合とは、組合員の職業が同じであるかあるいは非常に似通っていて、あるいは何らかの価値ある目的を達成するために連帯して働いており、そしてその理由からお互いを組織として一致団結しており、お互いを援助しあい、共通の絆を促進するものである～略～これらの組織の多くは、病弱な構成員を援助し、死亡した構成員の家族に相当な援助を提供することを実践している。その活動は同時に有益でフラターナルの性格を備えている」⁽³³⁾。次に共通の絆についてであるが、共通の絆は社会活動の存在だけでは充足しないとされ、さらに、組織のメンバーが共通の結絆や目標を享受したとしても、メンバーがフラターナル活動に参加しない限り、その組織はフラターナルの目的を果たすことにはならないとされる⁽³⁴⁾。このように、フラターナルの意味として共通の絆の存在と社会活動がフラターナル組合の解釈として要求されていることが注目される⁽³⁵⁾。

内国歳入法501条c項8号のフラターナル組合に対する課税免除については、1993年にアメリカ財務省による検討が加えられており、その報告書⁽³⁶⁾の内容を簡潔に検討する。この報告書は、アメリカ合衆国における税制改革の一環としての調査検討の報告書である。連邦議会はフラターナル組合が大規模な保険事業に従事しているかについて興味を有しており、フラターナル組合の保険収入について、その運営と課税についての調査をすることに目的があった。財務省は課税免除のための経済的な根拠を調べるとともに、フラターナルの活動のための課税免除が正当化できるものかについての評価を行った。この報告書は、特に保険事業収入に対する課税免除からの資金使途の4つの可能性について検討を加えている⁽³⁷⁾。それは、①その資金が慈善活動や友愛活動の資金となっているかどうか。②フラターナル組合は、課税免除から産出された資金を、保険契約者に対して低額な保険料という形で払い戻しているかどうか。③フラターナル組合と同様な生命保険会社の保険業務と比較して、課税の免除による資金が実質的にフラターナル組合の効率性の悪い運営に助成を与えるようになっているかどうか。④課税免除による資金は、保険会社によって積み上げられるサープラスの額を上回る額の積み上げをフラターナル組合が行う資金となっているかどうか。以上である。

ここではその調査結果の要点を紹介する⁽³⁸⁾。まず、経済的な側面については、フラターナル組合の保険事業は、収入を獲得する活動であり、それは課税対象である保険会社のそれと実態や

pub/irs-tege/eotopicf04.pdf.

(33) 74 F. 775, 778-779.

(34) Barnett & Thomas, *supra* note 32 at 4.

(35) この他にも、ロッジシステムなどに関する解釈指針が示されているが、ここでは検討の対象とはしない。

(36) Department of the Treasury, *supra* note 11.

(37) *Id.* at 2.

(38) *Id.* at 2.3.

視点において類似しているとし、フラターナル組合の提供する保険と保険会社によるそれとを比較した場合、若干の異なりはあるにせよ両者は同じ市場にサービスを提供するものであると述べている。そして、フラターナル組合による慈善活動が社会に与える利益、いくつかの友愛活動の再分配的な性質そして友愛活動の提供を導く組織は、フラターナル組合によるそれらの活動のために、課税免除の継続を正当化すると述べている。さらに、ある組織の収入を課税免除とする際の経済的な論拠は、そのような課税免除がない場合には、その組織にとって提供される商品またはサービスの量や質が、社会が望むものより低くなることであるとし、一般に、経済分析は、生命保険の規定それ自体は、社会全体に対して大きな利益を与えるような財またはサービスではないと結論付けられているとした。この点において、一般的な経済の視点からは、フラターナル組合の保険活動はそれ自体だけでは、営利目的の保険会社の保険活動とは違いを見出せないと述べている。

次に②については、同様な内容の保険契約のコストを分析すると、フラターナル組合の保険料は、大規模な生命保険相互会社によって請求されるのとはほぼ同額であるが、生命保険相互会社の保険料には支払う税金を含んでいる。また、フラターナル組合に対する課税免除は、一般的には保険についての低額な保険料という形では、保険契約者に対して渡されてはいない。フラターナル組合は、課税対象である保険会社との間で不公正な競争を行っているようには思われないと述べている。

続けて③については、運営の効率性について一定の尺度をもって分析すると、フラターナル組合は大規模な生命保険相互会社と同様に効率的に運営されており、課税免除による資金は非効率な運営のために使用されてはいないと判断している。

そして、④のフラターナル組合のサープラス積み上げのレートとの積み上げのレベルについての大規模な生命保険相互会社との比較は、いくつかの課税免除による資金が付加的なサープラスの積み上げに資している。この比較により、生命保険相互会社もサープラスを積み上げていることがわかったが、この調査では、サープラス積み上げのレートおよび金額は、課税を免除されているフラターナル組合の方がはるかに大きいことを見出したと述べている。

最後に①については、フラターナル組合は多くの慈善活動を提供するが、その実際において友愛および慈善活動の結びつきは、より友愛的である。友愛と慈善の両者を合わせた費用の大部分は、組合員に対する契約によらないベネフィット（保険のような形態の養子縁組や埋葬費用）と同時に、より多くの社会活動に支出されている。非組合員のベネフィットとなっている慈善活動への支出（伝統的な課税免除団体の活動）は、友愛活動のための支出よりも拡大はしていないと述べている。

この報告書は、フラターナル組合の保険事業以外の活動に特に注目し、フラターナル組合に対して極めて好意的な内容となった。報告書は議会に対して課税免除の維持とその廃止の選択肢の二つを提示はしたが⁽³⁹⁾、その実質的な内容は廃止に対して否定的であり、現在に至るまで改正はされていない。それは、フラターナル組合が提供する慈善活動等が社会にもたらす恩恵にある

といえよう。仮に課税ということになると、当然のことながらフラタernal組合が慈善活動に費やす金額も減少し、慈善活動によるサービスの質と量は減少をきたすが、それを補うだけの政府による援助は期待できないからである。

5. フラタernal組合と州による課税

連邦法によるフラタernal組合への課税免除規定に対応するように、各州法でもフラタernal組合についての特別な規定が設けられている。例えばニューヨーク州では、その保険法典4524条において、「本節に基づいて組織または免除されたすべてのフラタernal組合は、本条によって慈善および友愛を目的とする機関であると宣言され、その基金全部が、不動産及び事務所設備関係の税金を除き、あらゆる州、郡、市町村税および学校税から免除されるものとする」⁽⁴⁰⁾と規定しており、フラタernal組合に対する特別の取扱いを明確に示している。

コロラド州では、州法タイトル10-3-209-(d) (1)において、「本州に基づいて設立され、本州において活動をしているすべてのフラタernal組合と慈善団体は、このセクションの適用を免除される」⁽⁴¹⁾と規定している。当該セクションは保険料税の規定であり、コロラド州においては保険料に対する課税が行われているが、フラタernal保険のそれには課税がなされない⁽⁴²⁾。なおコロラド州は、州法タイトル39-22-112 (1)⁽⁴³⁾において、保険会社に対する州法人税の免除規定を設けており、保険料課税をめぐってフラタernal保険についての検討が加えられた。ここではその評価報告書⁽⁴⁴⁾の内容を中心に、コロラド州におけるフラタernal組合の状況を検討する。

コロラド州は、1883年に保険会社の州内の保険料に対する課税を開始したが、同時にフラタernal保険の保険料に対する免除規定も制定している。コロラド州で保険者がフラタernal組合としての資格を取得するためには、以下の条件を満たさなければならない。それは、フラタernal組合の活動が、①組合員及びその受益者の利益のためだけに行われること。②非営利団体として運営されること。③その活動は、様々な親組織及びそれに従属するロッジを通して運営され、あるいは儀式形式での支部運営を行うこと。④組織代表の形式を採用していること。⑤株式を発行していないこと。以上の5つである。

評価報告書は、この保険料課税免除の目的は何かについて、州法はその目的を明確には述べていないが、コロラド州を含むアメリカの政府はフラタernal組合を一般に有益なものと考えてお

(39) *Id.* at 3.

(40) N.Y.INS.LAW § 4524 (Consol.2018). 本条の訳文は、今井薫・梅津昭彦監訳『ニューヨーク州保険法(2010年末版)』(生命保険協会, 2012年3月)を参考している。

(41) COLO. REV. STAT. § 10-3-209 (1) (d) (1) (2018). 保険法のセクションである。

(42) コロラド州の保険料に対する課税であるが、税率は2%となっている。

(43) COLO. REV. STAT. § 39-22-112 (1) (2018). 税法のセクションである。

(44) Colorado Office of the State Auditor, *supra* note 12.

り、フラタernal保険を保険料課税免除の対象としたものと推測している。そして、フラタernal組合は慈善活動を続けており、課税免除の目的は満たしている可能性は高いとはしながらも、課税免除規定制定当時と比較してフラタernalの保険市場に占める割合ははるかに低く、さらに経済的、社会的影響も大幅に低くなっていることを指摘している。そして、州議会による見直しの可能性に言及している⁽⁴⁵⁾。

コロラド州においては、35のフラタernal組合が活動を行っており、そのうちの30組合は1917年以前にコロラド州で活動を開始している。州全体での組合員数は11万6千人であり、フラタernal組合が2017年にコロラド州で得た保険料は1億8千900万ドルである⁽⁴⁶⁾。このような経済的分析を加えたうえで、フラタernal組合は、保険活動や社会活動さらには慈善活動を通じて、社会に対するベネフィットをどの程度提供しているかという業績評価Ⅱ⁽⁴⁷⁾について、以下のように報告している。コロラド州内のフラタernal組合の組合員は州の成人人口の約4.6%であり、2017年のコロラド州における生命保険の新規契約の約2.4%がフラタernal組合から購入されている。会員数の減少と市場におけるシェアの減少にもかかわらず、フラタernal組合は社会的そして慈善的な利益を社会に提供している。具体的には、2017年において、フラタernal組合とその組合員は、約810万ドルの慈善寄付と130万時間のボランティア時間を提供した⁽⁴⁸⁾と述べている。さらにフラタernal組合について、保険契約の一部ではない、乳幼児の死亡や孤児となった児童への給付、さらには奨学金なども提供していることを評価している⁽⁴⁹⁾。

課税免除による経済的コストとそのベネフィットについてであるが、フラタernal組合の保険料課税の免除をしなかった場合の保険料税収入は約380万ドルであるとした⁽⁵⁰⁾。次にこの約380万ドルであるが、この金額はコロラド州で徴収された保険料総額358億ドルの0.1%未満に過ぎず、またフラタernal保険のコロラド州における市場シェアが2.4%と低いこともあり、フラタernal保険への課税免除は、コロラド州においてはほとんど保険市場に影響を与えない可能性があるとしている⁽⁵¹⁾。

保険料課税免除の規定を撤廃した場合の影響については次のように分析している。仮にフラタernal組合への課税免除措置が撤廃された場合の影響については、フラタernal組合がどのようにその追加費用（保険料税）を補うのかによって異なるが、多くのフラタernalは慈善団体を有しており、それがコミュニティに提供する金額やボランティア時間を減少させることによって補うことが可能である。あるいは、低所得の会員や重大な危機に瀕している会員への援助などの給

(45) *Id.* at 1.

(46) *Id.* at 4.

(47) 業績評価事項Ⅰは、どの範囲で課税免除規定がフラタernal組合に利用されているかであったが、すべてのフラタernal組合がこの課税免除規定を利用している。*Id.* at 6.

(48) この具体的な数値は、フラタernal組合の全国組織である American Fraternal Alliance が提供したとされる。

(49) Colorado Office of the State Auditor, *supra* note 12 at 6.

(50) 1億8900万ドル×2%=378万ドル。

(51) Colorado Office of the State Auditor, *supra* note 12 at 8.

付を削減することでも対応が可能であり、さらに組合員に対して保険料への課税分の負担を求めることでの対応も可能である⁽⁵²⁾としている。

仮に課税免除の規定が撤廃された場合に、フラタernal組合がどのような選択肢を採用するかは一概には言えないが、コミュニティに提供する金額やボランティア時間の削減による対応が最も現実的な選択肢のように思われる。そうすると、連邦税法の検討でも明らかになったように、この問題はコストとベネフィットの関係となり、保険料に課税をすることによって得られる税収と、保険料への課税を免除することによるフラタernal組合の社会的な貢献活動との比較によって、その判断がされることになる。現在のところ、フラタernal組合の生命保険市場における占有率などを見る限り、課税による莫大な収入が期待できるわけではなく、現状を維持する方向が妥当であるとの判断がコロラド州においてもなされるものと思われる。

ところで、課税免除規定の撤廃は、コロラド州に本拠を置き、他州で事業を営むフラタernal組合に対して思いがけない影響を与える可能性がある。それは、アメリカの各州が制定している報復的な保険条項のためである。これは、州内の保険会社が他の州で支払う税率と同じ税率によって、州外の保険会社に対して課税を行うという制度であり、仮にこの課税免除の規定を撤廃した場合、コロラド州で認可されているすべてのフラタernal組合に対する実効税率が上がるために、他の州では、コロラド州に本拠を置くフラタernal組合に対し税金を引き上げることで対応する可能性があるからである⁽⁵³⁾。このような報復条項は、数多くのフラタernal組合が本拠を置いている多くの州⁽⁵⁴⁾においては、課税免除の規定を維持する強力なインセンティブになるであろう。

6. むすび

本稿では、アメリカのフラタernal保険の現代的意義について、その生成と変遷及び現状を検討し、連邦および州におけるフラタernal組合に対する課税の動向を検討し、課税免除規定によって連邦と州がフラタernal組合に期待する内容についての検討を行った。

フラタernalの生成と発展過程においては、「共通の絆」が重要な役割を果たすと同時に、「ロジックシステム」がフラタernal組合運営のカギを握っていることも明らかになった。特にこの「共通の絆」は、これからのフラタernal組合を考えるうえでも重要であり、それぞれのフラタernalの設立の基礎であり、組合員を結び付ける絆である。フラタernal組合の現状については、極端な減少傾向にはなく、むしろアメリカの生命保険市場では、市場占有率は低いものの一定の比率を維持し続けている。

(52) *Id.* at 9.

(53) *Id.*

(54) フラタernal組合が本拠を置いている州は、東海岸と中西部に集中している。特にペンシルバニア州が数としては群を抜く19組合である。Kroll Bond Rating Agency, *supra* note 24 at 2.

フラタernal組合に対する内国歳入法の解釈からは、フラタernal組合は、保険による給付のみを目的としたものではなく、保険とその他の慈善活動が行われていることが必要であることや、連邦や州の課税免除規定は、フラタernalの保険の提供による組合員の相互扶助だけに着目しているのではなく、むしろフラタernal組合の提供する慈善活動や社会活動による社会への寄与に注目してのものであることが浮かび上がってきた。

ところで、一時は衰退の一途であると思われたフラタernal組合であるが、その減少傾向には歯止めがかかっており、21世紀の現代アメリカ社会にしっかりと根を張り、むしろ新たな発展の時期を迎えているようにも思われる。アメリカの債権格付機関である Kroll Bond Rating Agency⁽⁵⁵⁾ は、フラタernal組合を分析し、次のような評価をしている。「KRBA は、金融サービスを提供すると同時に、宗教や、人種あるいは職業などの共通の絆で人々を結び付ける、保険契約者によって所有され、非営利であるフラタernal組合は、生命保険産業の中で重要な役割を示すと信ずる」と述べ⁽⁵⁶⁾、フラタernal組合についての調査レポートを2016年から公表している⁽⁵⁷⁾。この調査レポートは、フラタernal組合について次のような評価をしている。「～フラタernal組合は、単に生命保険証書や年金証書を購入するよりも、組合員の資格をより価値のあるものにする。家族の経済的安定を守るために必要な手段を組合員に提供することで貢献する組織の一つである。より重要なのは、組合員が一連の配置されたサービスプログラムと活動を通じて、金融サービス商品販売からの利益を彼ら自身のコミュニティへ投資することを促進する」としたうえで、非常に独特な見解を示している。

「調査によれば、消費者は同様のスタンドアローン（独立型の）製品よりも、社会貢献製品を選択する可能性が高いことがわかっている。これは、Toms Shoes, Project 7, Better World Books, Warby Parker, Yoobi, Hand in Hand Soap, Smile Squared など、最近の『一つ購入したら一つを寄付する』という企業活動の動きを説明している。これらの企業が特定の事業分野で一定レベルの成功を収めることができれば、フラタernalも同様にそうなるであろう」⁽⁵⁸⁾

非常に興味深い見解であり、フラタernal組合の新たな方向性を示すものとも思われる。社会に対する貢献の内容や方法も時代とともに変化するのは当然であるが、フラタernal組合の存立の基礎である「共通の絆」について、どれだけの変容が許容されてゆくのかを今後検討することが重要であるように思われる。

フラタernal保険の生成及び発展期とは大きく異なる現在のアメリカの経済的・社会的状況ではあるが、必ずしもフラタernal保険を必要とした状況のすべてが消滅してはいない。むしろ、新たな格差問題が発生しそれが拡大する社会にあって、フラタernal組合の果たす役割は拡大す

(55) Kroll Bond Rating Agency, <https://www.krollbondratings.com/about-us/overview>.

(56) Kroll Bond Rating Agency, News Release, KBRA Releases 2017 Update: U. S. Fraternal Benefit Societies have Come a Long Way (August 31, 2017). <https://www.krollbondratings.com/announcements/4158>.

(57) Kroll Bond Rating Agency, *supra* note 24 at 1.

(58) *Id.*

るようにも思われる⁽⁵⁹⁾。もっとも、フラターナル組合に加入して「共通の絆」の下に団結し、保険による保護を分かち合うとともに、慈善活動などの社会活動を通じての社会貢献を考えることができるのは、貧困層ではなく、ある一定のレベル以上の者に限られるのかもしれない。

フラターナル保険の現代的意義は何か。それは、アメリカ社会においてフラターナル組合が「共通の絆」を基盤にして、非営利のもとに生命保険を中心とする相互扶助を行うと同時に、社会への貢献活動を行い、それが現代でも十分な機能を果たしアメリカ社会に根付いていることではないだろうか。とりわけ、社会への貢献は現代のフラターナル組合の極めて重要な活動であり、保険などの金融サービスからの剰余金は、その社会貢献活動に利用されるところに、フラターナル保険の現代的意義が認められよう。

最後に、アメリカのフラターナル組合は、変革の時期を迎えつつあるように思われる。フラターナルのガバナンス構造⁽⁶⁰⁾やソルベンシー規制を含む保険監督機関によるフラターナル組合の監督規制の在り方⁽⁶¹⁾なども極めて大きな課題である。本稿ではそのような課題にも触れることができず、フラターナル保険を規律する各州の法律なども十分な参照をすることができなかつた。今後の課題としたい。

(押尾直志先生の古稀を心からお祝いし、つたない小稿を捧げることお許しいただきたい。)

(59) アメリカにおけるフラターナル組合の状況や活動を伝えるものに、ミネソタ州のスライベント社に駐在された横溝大介氏による一連の紹介がある。横溝大介「アメリカフラターナル同盟年次大会に参加して」共済と保険2014年12月号17頁、同「駐在通信 FROM ミネアポリス(1)～(9)共済と保険2015年11月号40頁、12月号34頁、2016年1月号42頁、3月号46頁、5月号50頁、7月号40頁、9月号42頁、11月号40頁、2017年1月号40頁。同「スライベントフィナンシャル駐在を終えて」共済と保険2017年3月号22頁。なお、カレン・ヒムレ＝タン・ウィア「スライベント・フィナンシャルの実践」共済と保険2018年4月号は、スライベント社幹部による活動の詳細な説明がなされている。

(60) コーポレートガバナンスの現代化の要請に伴い、フラターナル組合のガバナンス構造にも改革が要請されている。Kroll Bond Rating Agency, *supra* note 24 at 5.

(61) フラターナル保険の課題として、ギャランティ・ファンドの対象外とされている点があげられる。この点については、ソルベンシー基準などの強化や州の監督機関による早期の介入制度などの立法がミネソタ州でなされおり(2018 Minn. Law ch.175)、さらに複数の州での立法が予想されている。